

大阪労働局労働基準部監督課発表
令和7年 10 月 17 日

【照会先】
大阪労働局労働基準部監督課
電話
06-6949-6490

最低賃金法違反の疑いで書類送検

(3か月分の定期賃金不払の疑い)

令和7年 10 月 17 日、大阪中央労働基準監督署（署長 ^{わたなべ かずみ} 渡邊和美）及び淀川労働基準監督署（署長 ^{くめ がわはるたみ} 久米川晴民）は、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社ケアサポートころ（以下「被疑会社」という。）

本社所在地：大阪市東淀川区西淡路一丁目

事業内容：介護事業

(2) 同社会長A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条反等

被疑会社及び被疑者A共に

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰）

3 事件の概要

被疑会社の実質上の経営者である被疑者Aは、事業所所属の労働者6名に対する令和6年1月分賃金、労働者7名に対する同年2月分賃金、及び労働者5名に対する同年10月分賃金を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。

(2) 大阪府最低賃金は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までが時間額1,064円、令和6年10月1日から令和7年10月15日までが時間額1,114円です。

(3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 (略)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。